

住宅性能証明書等の発行業務料金(贈与税用)

記載の料金は、センターに建築基準法第6条の2第1項の確認申請を行う場合の額となります。

一戸建て住宅の金額。共同住宅の場合は一戸あたり単価。

税込金額(税抜金額)／単位:円

省エネ性	断熱等性能等級4以上		一次エネ消費量等級4以上		再検査等
	証明書等あり	証明書等なし	証明書等あり	証明書等なし	
新築の住宅	27,500 (25,000) (検査回数:1回)	44,000 (40,000) (検査回数:1回)	44,000 (40,000) (検査回数:2回)	60,500 (55,000) (検査回数:2回)	16,500 (15,000)
新築住宅・既存住宅の取得	27,500 (25,000) (検査回数:1回)	44,000 (40,000) (検査回数:1回)	27,500 (25,000) (検査回数:1回)	44,000 (40,000) (検査回数:1回)	16,500 (15,000)

一戸建て住宅の金額。共同住宅の場合は一戸あたり単価。

税込金額(税抜金額)／単位:円

バリアフリー性	証明書等あり	証明書等なし	再検査等
住宅の新築 新築住宅・既存住宅の取得	22,000 (20,000) (検査回数:1回)	38,500 (35,000) (検査回数:1回)	16,500 (15,000)

一戸建て住宅の金額。共同住宅は取り扱いません。

税込金額(税抜金額)／単位:円

耐震性<一戸建て住宅のみ>	証明書等あり	証明書等なし	再検査等
住宅の新築	44,000 (40,000) (検査回数:2回)	66,000 (60,000) (検査回数:2回)	16,500 (15,000)
新築住宅の取得(竣工済)	27,500 (25,000) (検査回数:1回)	55,000 (50,000) (検査回数:1回)	16,500 (15,000)

※ 証明書等:本規程第10条第4項による評価書等をいいます。

※ 証明書の再発行する場合の再発行料金は、1通につき2,200円(税抜:2,000円)となります。

※ 審査員が現場検査に伴う出張経費について、次表に規定する対象地域の場合は割増料金を加算します。

※ 増改築工事証明書発行については別途見積りとします。

※ 建築確認を他機関に申請する場合は、上記表の料金の1.1倍の額となります。

建築基準法の完了検査を他機関に申請する場合、申請する性能の種類に応じて竣工検査が追加となる。この場合、別途検査料16,500円(税込)を加算する。

住宅性能証明書等の発行業務料金(贈与税用)

地域別割増料金

● 下表の対象地域の場合は、割増料金を申請料金に加算します。

ただし、建設地が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

地域別割増料金

税込金額(税抜金額)／単位:円

地域区分	割増手数料	対象地域	
		愛知県	神奈川県
A地域	11,000(10,000)	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町	伊勢原市、平塚市、秦野市、二宮町、大磯町、中井町、大井町、松田町、開成町
B地域	16,500(15,000)	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市(佐久島を除く)、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町	厚木市、茅ヶ崎市、藤沢市、大和市、海老名市、相模原市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町、清川村
C地域	22,000(20,000)	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清洲市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市(佐久島に限る)	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

- ・ 割増料金は、住宅性能証明の検査1回毎の額となります。
- ・ 建築基準法による中間検査、完了検査を同時に行う場合を除きます。
- ・ 建設地が愛知県の場合で、床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

愛知県

神奈川県

